解散公告

当社は、平成二十二年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

長崎県佐世保市大宮町一八番一一号

有限会社丸文商店

清算人　久保　啓海

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十一月十六日土地区画整理法第四十五条第二項の規定により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

埼玉県さいたま市緑区中尾八二二―三シャルム中尾Ⅰ―B

さいたま市中尾不動谷・駒前土地区画整理組合

代表清算人　齋藤　忠治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一〇番二号

特定非営利活動法人安全サポート協会

清算人　三島健二郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十月二十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

長野県諏訪郡下諏訪町六一五八番地九

特定非営利活動法人くりっく・わん

代表清算人　濵　善夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十一月十二日愛知県知事の認可により解散するので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

愛知県稲沢市北市場本町一丁目四番地一

稲沢北市場土地区画整理組合

清算人代表　犬飼　豊作

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年八月二十日開催の理事会の決議により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

高知市鷹匠町二丁目一番四三号

高知市土地開発公社

代表清算人　西森　孝

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年八月二十八日開催の臨時総会の決議及び平成二十二年十月十八日滋賀県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

滋賀県長浜市木之本町木之本一五二五番地

社団法人伊香相救社

代表清算人　畑野佐久郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月二十六日開催の理事会の決議により、平成二十二年十月二十三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋九〇二番地

財団法人市屋保郷会

代表清算人　道尻　久志

解散公告（第二回）

当社は、平成十三年八月六日山口地方裁判所萩支部において破産宣告を受けて解散し、今般清算人が選任されましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

山口県萩市椿東二一八七番地の八

有限会社岡建商社

清算人　榎木　貴之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十二年九月二十四日静岡県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

静岡県湖西市駅南一丁目一〇番二一号

医療法人社団緑風会守田眼科

清算人　守田　潔

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十二年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

高知県高知市宝町九番一五号

財団法人宝町会

代表清算人　高階　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区福田町一丁目五二一番地一、最後の住所仙台市青葉区立町六番八―八〇七号　被相続人　亡　花渕　絹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

仙台市青葉区一番町一―一七―二四高裁前ビル六階小幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小幡佳緒里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県南秋田郡五城目町字下タ町八二番地一、最後の住所秋田県南秋田郡五城目町高崎字田中六番地八　被相続人　亡　小林　英正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

事務所秋田市山王六丁目一番一号

相続財産管理人　司法書士　菊地喜久雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野六丁目一一六番地、最後の住所埼玉県東松山市神明町一丁目七番四号　マイキャッスル東松山二〇四号

被相続人　亡　若山　真美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

事務所埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　紀久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉縣香取郡神崎町松崎七四二番地ノ内二、最後の住所不明

被相続人　亡　岡野　よし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月三十日

事務所千葉県香取市佐原イ一二〇番地五

北新ビル三〇一号　遠藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　龍一

第２期決算公告　平成22年11月30日

千葉県千葉市中央区富士見二丁目２番１号

株式会社ターン・アップ

代表取締役　塩澤　卓也

貸借対照表の要旨（平成22年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,328
	固定資産	300,000
	資産合計	**303,328**
負債及び純資産の部	流動負債	16,507
	固定負債	300,000
	負債合計	**316,507**
	株主資本	△13,178
	資本金	1,000
	利益剰余金	△14,178
	その他利益剰余金	△14,178
	（うち当期純損失）	(13,177)
	純資産合計	**△13,178**
	負債・純資産合計	**303,328**